

特定計量器《検定済品》取引・証明用はかり

計量法で規定される「取引」及び「証明」行為に際しては、「特定計量器」と呼ばれる検定付きのはかりの使用が定められています。

特定計量器・・・はかりを「取引」、即ち商売などで使用する(はかり売りをする)場合や、計量した値を「証明」する場合は、この特定計量器を使用する事が義務付けられています。

■ 特定計量器を使わなければいけない例

- 例①：お肉屋さん 「豚肉の重さをはかったら〇〇gだったので、〇〇〇円です」 ⇒ 「取引」行為にあたるので、特定計量器を使用
- 例②：健康診断 病院や診療所などで、健康診断で、「あなたの体重は〇〇kgです」と記録する⇒「証明」行為にあたるので、特定計量器を使用

■ 一般のはかりを使ってもよい例※

- 例③：家庭で料理の材料の重さをはかる ⇒ 「塩〇〇g、小麦粉〇〇kgなど」
 - 例④：工場で製品を加工する時に重さをはかる ⇒ 「材料Aを〇〇kg、材料Bを〇〇gなど」
 - 例⑤：工場の出荷検査で重さをはかる ⇒ 「段ボール1箱の中に消しゴム500個入っていて、1箱の重さが大よそ1kgになる。ちゃんと500個入っているかどうか出荷直前に段ボールの重さを計って、1kg前後かどうかチェックしている」
- ⇒いずれの例も「取引」「証明」の行為に該当しないので、一般のはかりを使用できます。

※③～⑤のような使いかたをする場合であれば、特定計量器を使用する義務はございませんが、特定計量器を使用してもかまいません。但し、特定計量器は法的な制限を受けるため、一部の機能が制限されます。(下記《特定計量器の注意点》をご参照ください。)

特定計量器を使って「取引・証明」として使用するお客様へ

- ご注文時に使用地区をお知らせください。
お客様が使用される地区に合わせた製品をご用意いたします。(内蔵分銅機能があるモデルについては、使用地区の制限は受けません。)
- 特定計量器を購入後、最寄の計量検定所に届出を行って下さい。計量検定所は各都道府県ごとにございます。
- また、特定計量器は二年に一回、定期検査を受ける義務がございます。検定を行う時期については、計量検定所等の公的機関から公示されます。

使用地域区分 (複数の箇所に記載されている県は、どちらの地域番号でも使用できます。)

区分表1

該当機種	地域番号	重力加速度の範囲:m/s ²	使用地域(都道府県)
EK-iR EK-i-K EW-i-K SR/SQ	1	9.804 ~ 9.807	道北地方(宗谷、上川、留萌)、道東地方(網走、根室、釧路)
	2	9.803 ~ 9.806	道央地方(石狩、後志、空知)、道南地方(檜山、胆振、日高、渡島)、十勝地方
	3	9.801 ~ 9.804	青森県、岩手県
	4	9.800 ~ 9.803	宮城県、秋田県
	5	9.799 ~ 9.802	宮城県、山形県
	6	9.798 ~ 9.801	福島県、茨城県、新潟県
	7	9.797 ~ 9.800	栃木県、千葉県、富山県、石川県、福井県
	8	9.796 ~ 9.799	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(八丈支庁管内、小笠原支庁管内を除く)、神奈川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	9	9.795 ~ 9.798	東京都(八丈支庁管内、小笠原支庁管内を除く)、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県
	10	9.794 ~ 9.797	東京都(八丈支庁管内、小笠原支庁管内に限る)、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(薩摩地方に限る)
	11	9.791 ~ 9.794	薩摩地方を除く鹿児島県【大隅地方(鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎、東串良、錦江、南大隅、肝付の各町)、種子島・屋久島地方(西之表)、奄美地方]
	12	9.789 ~ 9.792	沖縄県

弊社指定標準区

区分表2

該当機種	地域番号	重力加速度の範囲:m/s ²	使用地域(都道府県)
HV-WP-K	1	9.803 ~ 9.807	北海道
HV-G-K	2	9.799 ~ 9.804	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
FS-i-K FG-K HV-G-K大型 FT-i-K SN-K ST-K	3	9.796 ~ 9.801	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(八丈支庁管内、小笠原支庁管内を除く)、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
HV-KiEP-K(大型) ME計量器*	4	9.794 ~ 9.799	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(全域)、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(薩摩地方に限る)
	5	9.789 ~ 9.794	薩摩地方を除く鹿児島県【大隅地方(鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎、東串良、錦江、南大隅、肝付の各町)、種子島・屋久島地方(西之表)、奄美地方]、沖縄県

※AD-6151は7つの区分です。P.68をご覧ください。

区分表3

該当機種	地域番号	重力加速度の範囲:m/s ²	使用地域(都道府県)
SJ-1000	1	9.799 ~ 9.807	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県
SJ-2000 HL-1000iWP-K HL-2000iWP-K	2	9.794 ~ 9.802	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(薩摩地方に限る)
SK-1000i(WP) SK-2000i(WP)	3	9.789 ~ 9.797	東京都(八丈・小笠原支庁に限る)、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

《 特定計量器の注意点 》

一般のはかりに対して、特定計量器は法的な制限を受ける為、以下のことができません。ご注意ください。

- 購入した時に設定した地域と違う場所で使用する(ただし定期検査に合格すればご使用できます。)
- お手持ちの分銅でキャリブレーション(校正)を行う。(※内蔵分銅機能がある場合は除く)
例：●計量した値がずれてきたので、分銅を使って校正を行う
●重力加速度を調整する
- 台はかりについて、表示部と計量部の距離をもっと離したいので、ケーブルを延長する。

特定計量器
57p~68p